

## 参考資料

「事前の事業間調整」に係る事業概要書の縦覧、調整の申出について

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 12 条に基づき、「中央新幹線品川・名古屋間」の事業概要書を縦覧に供します。事業概要書に示した、変更する事業区域又はこれに近接する地下において、当該事業に関し、事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整について申し出ることができます。

### 1. 事業概要書の縦覧について

#### (1) 縦覧場所

- ・別紙のとおり東京都、神奈川県、愛知県で 18 箇所。

#### (2) 縦覧期間

- ・平成 29 年 10 月 23 日（月）から平成 29 年 11 月 21 日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

#### (3) 縦覧時間

- ・午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、縦覧場所によって異なることがあります。）

### 2. 事業間調整の申出について

#### (1) 対象事業者

- ・大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 4 条に基づく事業者

#### (2) 対象範囲

- ・変更する事業区域（事業概要書に記載）又はこれに近接する地下

#### (3) 申出方法

- ・申出書（様式は自由）及び事業概要書に準じた資料（事業間調整の実施が可能となる資料）の提出をお願いします。
- ・申出書は、中央新幹線愛知工事事務所にお持ち込みいただくこともできます。

#### (4) 申出先（当社中央新幹線工事事務所）

	住 所	電話番号
中央新幹線愛知工事事務所	〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町 5 番 17 号 松浦ビル 5 階	052-756-2221

#### (5) 申出期限

- ・平成 29 年 11 月 21 日（火）（郵送の場合は必着）

### 3. その他

- ・春日井市役所では、縦覧図書を平成 29 年 11 月 30 日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。）ご覧いただけます。

## 別紙

### 縦覧場所

#### ◎東京都

- ・品川区都市環境部都市開発課（東京都品川区広町 2-1-36）
- ・大田区まちづくり推進部都市計画課（東京都大田区蒲田 5-13-14）
- ・世田谷区道路・交通政策部交通政策課（東京都世田谷区世田谷 4-21-27）
- ・町田市総務部市政情報課（東京都町田市森野 2-2-22）
- ・町田市都市づくり部都市政策課（東京都町田市森野 2-2-22）
- ・東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線東京工事事務所  
（東京都港区高輪 3-24-16 ISA ビル 3F、電話:03-6847-3701）

#### ◎神奈川県

- ・川崎市中原区役所（神奈川県川崎市中原区小杉町 3-245）
- ・川崎市高津区役所（神奈川県川崎市高津区下作延 2-8-1）
- ・川崎市宮前区役所（神奈川県川崎市宮前区宮前平 2-20-5）
- ・川崎市麻生区役所（神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-5-1）
- ・東海旅客鉄道株式会社中央新幹線神奈川工事事務所  
（神奈川県相模原市中央区相模原 4-3-14 相模原第一生命ビル 4F、  
電話:042-861-4505）
- ・東海旅客鉄道株式会社中央新幹線神奈川工事事務所（川崎分室）  
（神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町 1458-13（東海道新幹線高架下）、  
電話:044-411-0173）

#### ◎愛知県

- ・春日井市役所（愛知県春日井市鳥居松町 5-44）
- ・名古屋市守山区役所（愛知県名古屋市守山区小幡 1-3-1）
- ・名古屋市北区役所（愛知県名古屋市北区清水 4-17-1）
- ・名古屋市東区役所（愛知県名古屋市東区筒井 1-7-74）
- ・名古屋市中区役所（愛知県名古屋市中区栄 4-1-8）
- ・東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線愛知工事事務所  
（愛知県名古屋市中村区椿町 5-17 松浦ビル 5 階、電話:052-756-2221）